

津野町行政情報個別配信システム等構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、津野町（以下「町」という。）が委託する行政情報個別配信システム等構築業務委託（以下「業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定するにあたり、企画提案募集の方法及び選定方法等について必要な事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務名

津野町行政情報個別配信システム等構築業務

(2) 業務の目的

津野町 LINE 公式アカウント及び LINE 公式アカウント機能拡張システムを導入し、より効率的・効果的に情報配信を行うことで住民（以下「利用者」という。）の利便性を向上させることを目的とする。

(3) 業務内容

別添の「津野町行政情報個別配信システム等構築業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

2 提案上限額

1, 6 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※初期構築費用と令和 8 年度中に必要な運用保守に関する費用を含む。

※見積書の金額が契約上限額を超過した場合は失格とする。

※「7 企画提案書の作成・提出」を確認すること。

3 参加資格要件

参加者の資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国内の事業者（法人）であり、国内に住所を有していること。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (3) 令和 3 年度以降に四国内の公共団体から受注した本業務と類似の業務実績を有する者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- (8) 津野町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- (9) 津野町から指名停止等の措置を受けていない者であること。

4 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年6月23日（火）
質問受付	令和8年6月26日（金）正午まで
質問回答の公表	令和8年6月29日（月）午後5時まで
参加表明書提出	令和8年7月6日（月）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和8年7月8日（水）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年7月15日（水）午後5時まで
審査（書類・プレゼンテーション）	令和8年7月中旬（予定）別途通知する。
審査結果の通知	令和8年7月中旬（予定）
契約締結	令和8年7月下旬（予定）

※上記のスケジュールは変更する場合がある。その際は町ホームページに掲載するので随時確認すること。

5 質疑と回答

質疑がある場合は、質問書（様式第1号）により電子メールにより提出することとし、メール送信後は電話により、メールを送信した旨を連絡すること。

提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。また、電話等口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期限：令和8年6月26日（金）正午（必着）

(2) 質問書の提出方法

メールの件名を「【質問書】行政情報個別配信システム等構築業務」としたうえで、次のメールアドレスに提出すること。

メールアドレス：star@town.kochi-tsuno.lg.jp

(3) 回答方法：令和8年6月29日（月）午後5時までに津野町ホームページにて公表する。

6 参加表明及び資格要件の確認

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の（1）のとおり参加表明書（様式第2号）に各書類を添えて提出すること。なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類

No.	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加表明書 ※様式第2号	A4縦方向	1部
2	履歴事項全部証明書（写し可）		1部
4	滞納がないことの証明書（法人税、消費税及び地方消費税）※発行3ヶ月以内のもの		1部
5	令和3年度以降の類似業務実績書（四国内）※様式第3号	A4縦方向	1部
6	宣言・確約書 ※様式第4号	A4縦方向	1部

※今年度既に、津野町に対し競争入札参加資格審査申請を行っている場合、重複してい

る書類の提出は不要とする。不要の場合は、その旨を記載した書類を提出すること。(任意様式)

(2) 提出期限

令和8年7月6日(月)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに限る。

(4) 提出先

〒785-0201

高知県高岡郡津野町永野225番地1

津野町役場本庁舎2階 星のまち魅力創造課

行政情報個別配信システム等構築業務担当まで。

電話：0889-55-2312

(5) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加表明書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査結果は、令和8年7月8日(水)午後5時までに申込者へ電子メールにて通知する。また、資格要件を満たしている者に対しては、プレゼンテーションの日程等も併せて通知する。

(6) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、町が通知をした日の翌日から起算して5日(町の閉庁日を除く。)以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができる。

② 町長は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(町の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書は仕様書に記載している内容を踏まえた提案を記載するとともに、次表のとおりとする。

書類名	様式	部数
①企画提案書表紙	様式第5号	正本1部、副本8部
②津野町行政情報個別配信システム等構築業務仕様書に基づく提案書 ・LINE活用に関する基本的な考え方、企画概要・構成・工程について ・機能要件一覧「A～I」に関する提案 ・その他の機能を活用した独自提案	任意様式	
③業務の実施体制		

<p>④経費見積書</p> <p>次の(ア)～(エ)の見積書をそれぞれ提出すること。</p> <p>(ア) 機能要件一覧A～Fに要する初期構築費用と運用保守費用の見積書。(R8年度の構築・保守に係る経費とし、保守期間はR8年11月1日～R9年3月31日までの5ヶ月間で積算すること。)</p> <p>(イ) 機能要件一覧G～Iに要する初期構築費用と運用保守費用の見積書。</p> <p>(ウ) 独自提案に係る見積書。(構築・保守(1年間)に係る経費)</p> <p>(エ) 上記(ア)(イ)に係るR9～R13年度までの運用保守費用の見積書。</p> <p>※1 (ア)の金額が提案上限額を超過した場合は失格とする。</p> <p>※2 見積書は全て消費税及び地方消費税を含んだ額とし、積算根拠を明確に示すこと。</p>		
<p>⑤機能要件一覧</p> <p>回答欄を記入の上提出すること。</p>	<p>様式第6号</p>	

(2) 提出期限

令和8年7月15日(水)午後5時(必着)

※提案資格が確認できた参加表明者でも、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(3) 提出方法

持参または郵送

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

※持参の場合の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 企画提案書作成に係る留意事項

- ① 記載するフォントの大きさは原則11ポイント以上、A4版で作成すること。
- ② 片面カラー印刷、ホッチキス止めとする。
- ③ 企画提案は1者1提案までとする。
- ④ 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ⑤ 提出された提案書類が次に該当するときは無効となる場合がある。
 - ・提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの 等
- ⑥ 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。

8 審査

(1) 審査委員会の設置

別途定める「津野町行政情報個別配信システム等構築業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

(2) 契約候補者の選定等

- ① 提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。
- ② 参加申込者が多数の場合、提出書類を基に書類選考を行い、あらかじめプレゼンテーションを行う者を選定する場合がある。
- ③ 委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と津野町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整い次第、随意契約の手続きに進むこととする。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなる。

(3) 審査

別添で定める「津野町行政情報個別配信システム等構築業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年7月中旬（予定）に、すべての参加者に文書にて通知する。

9 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書となる。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

10 その他

- (1) 本プロポーザル参加に関する全ての費用は提案者の負担とする。
- (2) 電子媒体による提出は受け付けない。
- (3) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 参加者は、企画提案参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 次のことに該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ①提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合、法人税、消費税及び地方消費税において滞納があることが判明した場合。

(6) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

1 1 お問い合わせ先・各種書類提出先

〒785-0201

高知県高岡郡津野町永野 2 2 5 番地 1

津野町役場 星のまち魅力創造課 行政情報個別配信システム等構築業務担当まで

電話：0889-55-2312

E-mail:star@town.kochi-tsuno.lg.jp